

水第1135号  
令和7年4月15日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、早川河川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



内共第 4 号(早川河川漁業協同組合)  
第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更について

1. 変更の内容および理由

(1) アユのルアー釣りの解禁(第 3 条第 2 項)

【内容】友釣り、毛針釣り、エサ釣りしか認められていなかったあゆ釣りの漁具、漁法について、新たにルアーによるあゆ釣りを認める。

また、その場合のハリスの長さはルアーの末端より 10 センチメートル以内に制限する。

【理由】あゆの友釣りの遊漁者が減少している中であゆのルアー釣りの解禁を望む声が多く上がっており、解禁により若年層を中心に遊漁者の増加が見込まれるため。

また、長いハリスを取り付けて引っ掛け釣りを行うことを防ぐため、ハリスの長さに制限を設ける。



図 アユ用のルアー及びハリスの長さ

(2) 遊漁料の額の変更(第 7 条第 1 項)

【内容】遊漁料の額を以下の通り変更する。

単位：円

| 券 種                     |    |      | 新      | 旧      | 差額     |
|-------------------------|----|------|--------|--------|--------|
| やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい | 日券 | 一般売り | 1,600  | 1,300  | +300   |
|                         |    | 現場売り | 3,000  | 2,000  | +1,000 |
|                         | 年券 |      | 12,000 | 10,000 | +2,000 |

ただし、遊漁料の額の変更は令和 8 年 1 月 1 日から施行とする。

【理由】種苗代やエサ代、電気代等の高騰により増殖に必要な経費が増加しており、漁協運営の大きな負担となっていることから遊漁料を見直す。

施行は漁業協同組合の会計年度に合わせるため、1 月 1 日とする。

(3) 中学生の遊漁料の額の変更(第 7 条第 2 項)

【内容】中学生の遊漁料の額を以下の通り変更する。

単位：円

| 券 種                             |         |      | 新  | 旧     |
|---------------------------------|---------|------|----|-------|
| やまめ、にじます、<br>あゆ、うぐい、<br>おいかわ、こい | 中学生（日券） | 一般売り | 無料 | 650   |
|                                 |         | 現場売り | 無料 | 1,000 |
|                                 | 中学生（年券） |      | 無料 | 2,500 |

ただし、遊漁料の額の変更は令和8年1月1日から施行とする。

【理由】遊漁者が減少している中で釣り人が増え、かつ地域の中学生については将来、組合員になることが見込まれるため。

## 2. 遊漁規則の内容の妥当性

漁業法では、申請のあった遊漁規則が以下の各号に該当する場合、都道府県知事は認可しなければならないこととされている。

### （1）遊漁を不当に制限するものでないこと。

→ アユのルアー釣り解禁は、禁止されている漁法の制限を緩めるものであり、漁業権行使規則も同様の内容で変更する予定であることから、遊漁を不当に制限するものではないと考える。

遊漁料の額の変更は、資料2-2の通り組合員の賦課金も増額する予定であることから、遊漁を不当に制限するものではないと考える。

### （2）遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

→ 別紙1の令和7年度以降の遊漁料算定のとおり、いずれも妥当な遊漁料の額であると考え。